平成２１年（フ）第２１２号
北海道釧路郡釧路町新開５丁目41番地　中田ハイツ２ＦＣ号
債務者　川向　　朗
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９８５号
千葉県船橋市本郷町710―１
債務者　上村　　豪
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２１２号
東京都板橋区大谷口上町13―８―1002
債務者　堀江由美子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４４７号
東京都葛飾区東立石３丁目22―１―305
債務者　針谷　武志
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１６号
愛知県豊田市中田町日進２―144　スナックユニバース内、登録原票上の住所愛知県刈谷市東境町児山398番地　充実マンションＦ―３号
債務者　宮川エルシこと　ミヤガワ　エルシ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
愛知県豊田市中金町如来145番地１
債務者　鈴木　孝幸
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９８号
東京都多摩市馬引沢１丁目７番地の１グランディールＹＡＭＡＮＩ102
債務者　播磨　直人
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８３２号
東京都八王子市犬目町183番地８
債務者　三上　ルミ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９８号
岡山県津山市東一宮46番地６
債務者　松江　雄二
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前11時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第９９号
岡山県津山市二宮55番地５
債務者　松江　忠藏
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前11時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１００号
岡山県津山市二宮55番地５
債務者　松江　貴子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前11時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１０１号
岡山県津山市二宮55番地５
債務者　池田　輝子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前11時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第８２８号
東京都三鷹市中原３丁目６番39号第２昇徳荘203
債務者　和田　耕治
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５４３号
愛知県碧南市鷲塚町６丁目８番地１　県営鷲塚住宅12棟503号
債務者　大谷　理恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４１７８号
神奈川県相模原市相模台団地４―５―205
債務者　永田　典子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部